

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
鹿児島県	全市町村	乳幼児	80	6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 ただし、生活保護法の適用を受けている者は除く。 *住民税非課税世帯の未就学児に限る。	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成30年10月診療分
鹿児島県	全市町村（*）	子ども	80	*平成30年10月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大（6歳まで→18歳までに拡大） ・住民税非課税世帯の18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年4月診療分
鹿児島県	鹿児島市 指宿市 日置市 霧島市 始良市 徳之島町	子ども	80	住民税非課税世帯の中学生から高校生（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和7年4月診療分
鹿児島県	鹿屋市 枕崎市 阿久根市 出水市 西之表市 垂水市 薩摩川内市 曾於市 いちき串木野市 南さつま市 志布志市 奄美市 南九州市 伊佐市 三島村 十島村 さつま町 長島町 湧水町 大崎町 東串良町 錦江町 南大隅町 肝付町 中種子町 南種子町 屋久島町 大和村 宇検村 瀬戸内町 龍郷町 喜界町 天城町 伊仙町 和泊町 知名町 与論町（*）	子ども	80	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （住民税非課税世帯→全世帯（住民税非課税・住民税課税））	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和7年4月診療分
鹿児島県	鹿児島市 指宿市 日置市 霧島市 始良市（*）	子ども	80	中学生まで（15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者） （住民税非課税世帯の18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 →中学生まで（15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者））	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和7年4月診療分

鹿児島	徳之島町 （＊）	子ども	80	未就学児まで（6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者） （住民税非課税世帯の18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 →未就学児まで（6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者））	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和7年 4月診療分
-----	-------------	-----	----	---	----	----	-----	--------------	---------------

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。